2　勧告事案の概要

平成23年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※　以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

①　ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年４月15日

【勧告の対象となった違反事実】

⑴　ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

（旧商号：アフリカントラスト株式会社）

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社は、４種類の償還期間（１年・２年・３年・５年）の社債券（払込期日が平成21年１月31日から平成22年７月31日までの間の各月末日のもので、同社の旧商号であるアフリカントラスト株式会社名義のもの及び平成21年11月18日の同社による吸収合併後のアフリカンパートナー株式会社名義のものを含む。）について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年１月31日から平成22年７月31日までの間、延べ4,122名の者に対して、これらの社債券を合計7,818,000,000円で取得させた。

⑵　アフリカンパートナー株式会社

（平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション株式会社に吸収合併）

アフリカンパートナー株式会社は、４種類の償還期間（１年・２年・３年・５年）の社債券（払込期日が平成21年７月31日から平成21年10月31日までの間の各月末日のもの）について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年７月31日から平成21年10月31日までの間、延べ507名の者に対して、これらの社債券を合計838,800,000円で取得させた。

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社及びアフリカンパートナー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を49名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして両社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第４条第１項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、両社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】　１億9,468万円（※）

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年４月15日

第１回審判期日（結審）　平成23年７月13日

課徴金納付命令日　平成23年９月22日

本件について、金融庁長官は、審判手続を経て、課徴金の納付を命ずる決定を行った。なお、審判の期日に被審人が出頭しなかったため、審判官は、金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第60条第２項の規定に基づき審判手続を終結している。

（※）　課徴金納付命令決定時における課徴金額は１億9,441万円に変更されている。

②　ＳＢＩネットシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年４月26日

【勧告の対象となった違反事実】

１．ＳＢＩネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェアの過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

| 番号 | 開示書類 | | 虚偽記載 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 財務計算に関する書類 | 内容(注) | 事由 |
| 1 | 平成18年６月28日 | 第９期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成18年３月期有価証券報告書） | 平成17年４月１日～平成18年３月31日の連結会計期間 | 連結損益計算書 | 連結経常損益が▲404百万円であるところを38百万円と記載<br>連結当期純損益が▲445百万円であるところを31百万円と記載 | 架空売上の計上等 |
| | | | | 連結貸借対照表 | 連結純資産額に相当する「資本合計」欄が1,121百万円であるところを1,598百万円と記載 | |
| 2 | 平成18年12月28日 | 第10期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成18年９月中間期半期報告書） | 平成18年４月１日～平成18年９月30日の中間連結会計期間 | 中間連結貸借対照表 | 連結純資産額が541百万円であるところを947百万円と記載 | 投資有価証券の過大計上等 |
| 3 | 平成19年６月28日 | 第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年３月期有価証券報告書） | 平成18年４月１日～平成19年３月31日の連結会計期間 | 連結貸借対照表 | 連結純資産額が▲566百万円であるところを▲146百万円と記載 | ・ソフトウェアの過大計上<br>・投資有価証券の過大計上<br>等 |
| 4 | 平成19年12月20日 | 第11期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成19年９月中間期半期報告書） | 平成19年４月１日～平成19年９月30日の中間連結会計期間 | 中間連結損益計算書 | 連結中間純損益が▲246百万円であるところを▲116百万円と記載 | ・貸倒引当金の過少計上<br>・ソフトウェアの過大計上<br>等 |
| | | | | 中間連結貸借対照表 | 連結純資産額が▲845百万円であるところを▲294百万円と記載 | |
| 5 | 平成20年６月25日 | 第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書） | 平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間 | 連結貸借対照表 | 連結純資産額が▲20百万円であるところを70百万円と記載 | ・ソフトウェアの過大計上<br>等 |